

## ポイント

(令和6年度漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

### 1. 趣旨

第5期中期目標において、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされており、令和6年12月9日に漁業信用保険料率算定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、点検を行った。

### 2. 点検の結果

令和4年度の委員会において示された料率の点検等に関する考え方に基づき点検を行ったところ、

- － 漁業近代化資金については、20トン以上、その他ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、かつ設定保険料率を下回ったため、料率の引下げの検討要件に合致し、
- － 事業資金及び経営維持資金については、理論値保険料率が設定保険料率を上回ったが、その差が拡大傾向にならないことから、料率の引上げの検討要件に合致しない、

との結果となり、漁業近代化資金について料率見直しの検討を行うこととした。

### 3. 料率見直しの検討結果

漁業近代化資金については、料率見直しの検討要件に合致しているものの、直近3年の理論値保険料率がほぼ横ばいであること、また、現行の設定保険料率が令和6年4月に適用されたばかりであること、さらに、今後の事故案件の増加が懸念される状況であることから据え置くこととした。

(参考)

料率の点検等に関する考え方（令和4年度委員会資料抜粋）

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること  
を前提にしつつ、
- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定

#### 4. その他

合理的な保険料率の適用による引受推進を図るため、令和8年度以降の保険料率の引き下げ（割引）適用に向けた検討を進めることとした。

## 漁業信用保険料率に係る令和6年度の点検等について

## 1 趣旨

第5期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされており、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。

【参考】第5期中期目標（抜粋）

第3-3-(2)-ア 適切な保険料率の設定

保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくなるよう十分配慮しつつ、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

## 2 保険料率の設定の考え方

## (1) 保険料率の基本的な考え方（理論値保険料率）

保険料率は、収支相等の原則に基づき、一定の保険集団ごとに保険料及び回収金で保険金を支出することを基本とする。

収支が均衡する理論値保険料率は、収支相等の原則から以下により算出される。

$$\text{理論値保険料率} = \text{事故率} \times (1 - \text{回収率}) / \text{残高率}$$

※1 事故率：保険引受年度以降の経過年数ごとの直近10か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※2 回収率：保険金支払年度以降の経過年数ごとの回収率の10か年累計回収率

※3 残高率：直近10か年の引受に係る年平均保険価額残高の保険期間中の累計値の当初引受保険価額に対する残高率

## (2) 設定保険料率の考え方

① 漁業信用保険については、漁業者の保証料負担が過度に大きくなるよう、国の支援を前提とした政策的な保険料率が設定されるよう制度設計されている。

具体的には、収支が均衡する保険料率（理論値保険料率）に基づき算出される保険料と漁業者の負担軽減の観点から設定された保険料率（設定保険料率）に基づく保険料の差額を、国の漁業信用保険事業交付金により補う仕組みとなっている。

② このことから、保険料、回収金、保険金及び交付金の4つの要素による業務収支が中長期的に均衡することを基本的な考えとしており、設定保険料率は理論値より一定程度低い水準となっている。

## 3 保険料率の点検

## (1) 保険料率の見直しの考え方

令和4年度の料率算定委員会において整理した以下の考え方（年度計画に記載）に従い、保険料率の見直しの検討が必要かどうかの点検を行っている。

- ・ 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ・ 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

なお、令和5年度の点検において、近年の代位弁済実績がなく適当な理論値保険料率に基づく点検が実施できなかった漁業近代化資金（「20トン以上」区分）及び一部資金の保険引受実績がなく理論値保険料率が算出できなかった経営維持資金（「20トン以

上」区分)について、「20トン以上」と「その他」のデータを統合した事故率・回収率・残高率から算出した「理論値保険料率代替値」を使用したところであるが、本年度も同様の状況であったため、同様に代替値を算出し点検を行った。

(2) 点検対象資金について

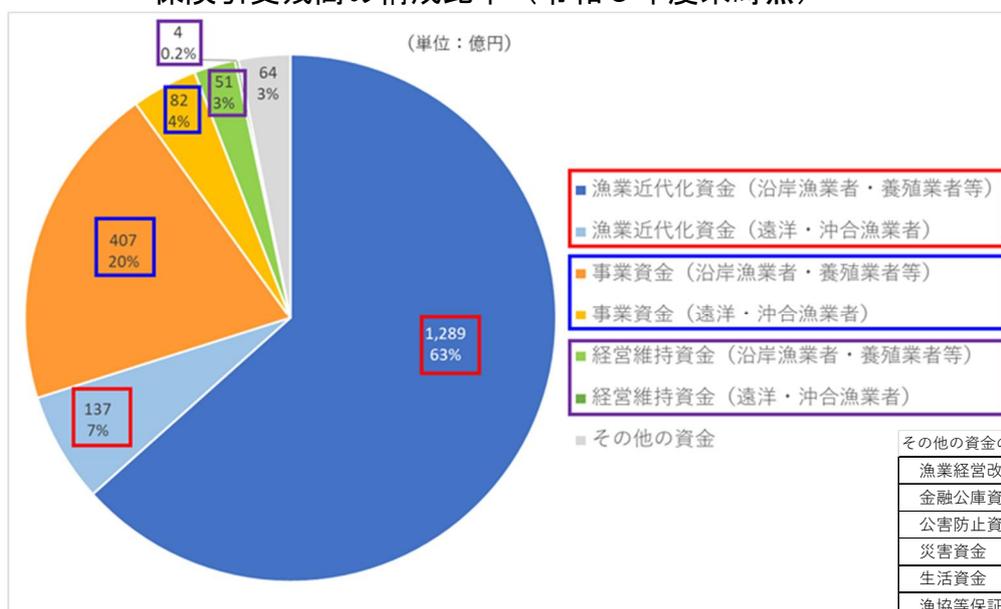
各資金等種類の令和5年度末現在の保険価額残高に占める割合(金額ベース)を見ると、以下の3つの資金種類で全体の約97%を占めている。

- ① 漁業近代化資金 70%
- ② 事業資金 24%
- ③ 経営維持資金※ 3%

これら主要な資金について理論値保険料率を算出し、設定保険料率との比較を行っている。なお、残り3%のその他の資金の内訳は右表のとおりである。

※緊急融資資金(一般・借替)、経営安定資金、事業資金(うち旧債整理資金)

保険引受残高の構成比率(令和5年度末時点)



項目	金額(百万円)	割合
漁業経営改善促進資金	982	15.5%
金融公庫資金	18	0%
公害防止資金	0	0.0%
災害資金	0	0.0%
生活資金	5,338	84.2%
漁協等保証債務	53	0.8%
沿岸漁業改善資金	4	0.1%
計	6,338	

4 保険料率水準の点検結果

設定保険料率と理論値保険料率の差は下表の通りとなり、令和6年度の理論値保険料率(代替値含む)は、近代化資金の各区分で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金の各区分で設定保険料率を上回る結果となった。

(1) 近代化資金については20トン以上、その他ともに理論値保険料率が低下傾向、かつ設定保険料率を下回っており、料率の引下げの検討要件に合致している。

○近代化資金の直近10か年における理論値保険料率の推移(単位:%)

	設定 保険料率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20トン以上	0.17	0.32	0.31	0.26	0.05 (0.31)	0.04 (0.26)	0.05 (0.24)	0.02 (0.20)	- (0.11)	- (0.09)	- (0.08)
その他	0.17	0.49	0.48	0.47	0.43	0.35	0.31	0.26	0.14	0.12	0.11

※括弧書は20トン以上とその他のデータを統合した「代替値」。

- (2) 事業資金及び経営維持資金については、理論値保険料率が設定保険料率を上回っているものの、その差は拡大傾向にないことから、見直しの検討要件に合致していない。

○事業資金の直近10か年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	設定 保険料率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20トン以上	1.05	3.08	3.06	2.87	2.29	1.69	2.07	1.64	1.53	1.62	1.61
その他	0.77	2.18	2.39	2.27	2.87	2.47	2.82	2.68	1.45	1.41	1.37

※令和4年度以前の事業資金は旧債整理を含む

○漁業経営維持資金の直近10か年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	設定 保険料率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20トン以上	1.20	3.06	3.09	2.85	1.96	2.02	2.22	2.21	(2.42)	(2.37)	(2.93)
その他	1.20	3.39	2.97	2.77	2.57	2.12	2.02	2.05	2.28	2.24	2.63

※令和3年度以前の経営維持資金は借替緊急融資資金の理論値。

※括弧書は20トン以上とその他のデータを統合した「代替値」

## 5 次年度の料率について

- (1) 近代化資金については、上記4(1)記載の通り、料率の引下げの検討要件に合致しているため、3(1)の考え方に従い、料率引下げの検討を行った結果、今回は保険料率の見直しは行わず据え置くこととする。

その理由は、直近10か年の理論値保険料率は低下傾向ではあるものの、直近3年はほぼ横ばいとなっていること、また、現行の設定保険料率が本年4月に適用されたばかりであること、さらに、今後の事故案件の増加が見込まれている状況にも留意が必要であることとの判断による。

- (2) 事業資金及び経営維持資金については、前述のとおり見直しの検討要件を満たしていないため、料率は据え置きとなる。

(参考) 直近10か年における漁業信用保険業務の保険収支（単位：百万円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保険料	956	905	834	767	705	678	692	660	600	554
回収金	979	654	684	772	683	600	656	562	442	464
交付金	345	345	345	345	345	345	172	172	172	172
収入計	2,280	1,903	1,862	1,883	1,732	1,622	1,520	1,394	1,215	1,191
保険金	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679	395	347
支出計	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679	395	347
保険収支	470	▲ 23	▲ 992	520	584	286	828	716	820	844

## 6 その他

- (1) 災害特例保険料率について

- ①令和6年4月の漁業近代化資金の保険料率の引下げに伴い、各協会の保証料率の引下げが見込まれる状況ではあったが、昨年度の料率算定委員会時は各協会の具体的な引下げ内容が判明しておらず、災害特例保険料率の検討ができなかったところ。今般、各協会

の保証料率の引下げが決定したため、検討を行える状況となったところ。

- ②災害特例保険料率は、災害による影響が大きくなっていること、災害特例保険料率の創設要望があること、一部支所で独自に被災漁業者を対象に保証料率の引下げを実施していることを踏まえ、令和3年4月1日、保証料率引下げを行う協会・支所の負担を軽減し、被災漁業者の保証料負担の軽減を図る目的で措置したものの。
- ③当該措置は、協会が保証料率を30%以上引き下げた場合に、保証料率（各協会の設定料率のうちの最低値）の30%引下げによる減収分に相当する保険料の引き下げとなる保険料率を適用するもの。現行の災害特例保険料率は、協会の保証料率の最低値を基準として計算したものであるが、今回の見直し後の各協会・支所の保証料率の最低値はほぼ同じ水準のままとなった（近代化保証料率 20トン以上：0.38→0.36 その他：0.30→変更なし）。
- ④計算の基準とする保証料率の最低値にほぼ変更がないこと、これまでの適用は1県1災害のみで近代化資金では実績がないことなどから、直ちに見直しを行う状況にないと考えられるため、今回は災害特例保険料率の見直しを行わず据え置くこととする。

（参考）保険料率・災害特例保険料率（漁業近代化資金）

	20トン以上	その他の者
通常	0.17%	0.17%
災害適用後	0.14%	0.09%

（参考）災害特例保険料率適用実績

- 適用日 : 令和5年2月13日
- 協会・支所名 : 全国協会宮崎支所
- 対象災害 : 令和4年台風14号（災害救助法適用）
- 資金種類 : 事業資金（市の保証料助成）
- 案件数 : 4件

## （2）保険料率の引き下げ（割引）適用の導入について

合理的な保険料率の適用による引受推進を図るため、令和8年度以降の保険料率の引き下げ（割引）適用に向けた検討を進めることとしたい。

例えば、近代化資金（設備）融資残部分の事業資金（設備）について、融資対象が同一であるため、近代化資金と同様の保険料率を適用する割引などを想定。